

# 石巻市投票区再編について

令和6年12月  
石巻市選挙管理委員会

## 目 次

1 再編の趣旨	1 頁
2 現状と課題	1 頁
3 本市及び県内自治体の状況	2 頁～4 頁
4 投票区の再編	
(1) 再編の方針等	5 頁
(2) 投票環境の保持及び更なる充実	5 頁
5 投票区再編に併せて実施する支援の取組み	
(1) 支援の基準	5 頁
(2) 対象地域及び支援の方法	5 頁～6 頁
(3) 今後のスケジュール	6 頁
6 今後の検証と見直し	
(1) 更なる投票区の再編の必要性	6 頁
(2) 投票所の開設時間の見直し	7 頁
(3) 期日前投票における移動支援の検討	7 頁
(4) 若年層への主権者教育の推進	7 頁
7 資料編目次	8 頁
(1) 現状と再編後の比較	9 頁
(2) 有権者数別の投票区数の比較	9 頁
(参考) 新たに投票所となる施設及び統合により廃止となる投票所施設一覧	10 頁～11 頁
(3) 過去の各選挙の投票状況（令和3年度以降）	12 頁
(4) 新投票区の区域及び地図	
① 新旧対照表	13 頁～24 頁
② 新投票区一覧表	25 頁～29 頁
③ 投票区域地図	30 頁～43 頁

## 1 再編の趣旨

昨今、全国的に投票率の低下が課題となる中、特に若年層、また、高齢者や障がい者などの投票環境の整備を図るため、本市においても期日前投票の利便性の向上や投票環境の向上を目指し、施策を実施してきたところである。

このような状況を踏まえ、現在の社会情勢に見合った投票環境を整備することが必要であるため、「誰もが投票しやすい環境づくり」を目指し、更なる投票環境及び利便性の向上の取組みとして、移動支援の実施や投票所の土足化の促進などを積極的に展開するとともに、「石巻市行財政改革推進プラン 2025」に則り、統廃合等による効果的な人員配置に努め、各投票所においての支援の充実や拡大を図ることを目標とする。

(実施年度：令和6年度)

【関連するSDGs】

目標16 平和と公正をすべての人に



## 2 現状と課題

平成17年4月1日に1市6町の合併により誕生した本市では、最初に執行した石巻市長選挙及び石巻市議会議員一般選挙においては、選挙人が合併前と同様の投票環境下において投票することができるよう利便性を考慮し、合併前の投票区数である137投票区をそのまま適用した。

以降の選挙では、同様の考え方により、一定の投票区数を維持しながら選挙を執行してきたところであるが、平成23年に発生した東日本大震災で多くの投票所が壊滅的な被害を受けたことにより、投票区の見直しを余儀なくされ、震災後最初の選挙となった宮城県議会議員一般選挙では、33の投票区を減じて104投票区で執行した。

その後、復興の影響による地域的な人口増に対応した投票区の増設や、選挙全体の管理執行上必要だった離島の投票区の本土内の投票区への統合などの微増減を経て、現在は105の投票区で運用を行っているところである。

現在の投票区の規模を選挙人の数で表した場合、最大投票区で4,933人、最小投票区で30人の有権者数となっており、500人に満たない小規模な投票区が45か所存在することから判断すると、事務従事職員等を効率的に配置・活用しているとは言い難い状況である。

また、本市の投票状況に目を移せば、合併や震災の影響により投票率は大きく減少し、未だ微減の状態が続いているが、逆に期日前投票を行う選挙人は増加傾向にあり、現在では投票者全体の4割近くの選挙人が期日前投票を行っていることからすると、相対的に今後も投票日当日の投票者は減少していくものと推察される。

選挙事務に従事する市職員についても、行財政改革による定数削減が進められている中、増大する通常業務や不意に発生する災害への職員対応などを考慮すれば、選挙執行においても効率的な人員配置を検討しなければならず、その効果的配置を行うことにより、各投票所においては、選挙人に対してよりきめ細やかな対応・支援が可能となると考え、その1つの手段として、投票区の再編が挙げられるところである。

### 3 本市及び県内自治体の状況

	投票区再編・見直しの状況	投票所数の推移
石巻市	平成 17 年の合併後、改めて投票区再編は実施していないが、東日本大震災の影響もあり、投票区数が集約されている。	○合併直前：137 箇所 ○合併直後（H17. 4. 29 市長、市議選挙時）：137 箇所 ○震災による集約（H23. 11. 13 県議選挙時）：104 箇所（△33） ○現在：105 箇所
	閉鎖時刻の繰り上げ実施状況	移動支援等の実施状況
	○当日投票所 全体としての繰り上げはないが、一部地域のみ繰り上げを実施。 ・牡鹿・萩浜地区 2 時間繰り上げ ・桃生山田地区 3 時間繰り上げ ○期日前投票所 全体としての繰り上げはないが、一部投票所のみ繰り上げを実施。 ・稻井公民館、萩浜支所は 3 時間、離島 3 箇所は 4 時間の繰り上げ。 ・特設会場はイオン石巻 10：00～19：00、専修大学 9：30～17：00 で開始・閉鎖時刻を繰り上げ。	令和 6 年度実施の投票区再編に伴う試行的実施として、令和 4 年 7 月の参院選から移動式期日前投票バスを運行。 ○R4. 7 参議：バス 1 台により 3 日間で 5 箇所を巡回 ○R5. 10 県議：バス 2 台により 3 日間で延べ 11 箇所を巡回
	面積・人口・世帯数 (令和 5 年 12 月末現在)	面積：554.55 平方キロメートル 人口：134,711 人 世帯数：62,480 世帯
大崎市	投票区再編・見直しの状況	投票所数の推移
	平成 28 年 3 月に投票所のバリアフリーなど投票環境の向上、執行経費の削減及び投票事務従事者の確保を図ることを目的に、投票区再編を実施した。	○合併直前 108 個所 ○合併直後 108 個所 ○H28. 3～現在 70 個所
	閉鎖時刻の繰り上げ実施状況	移動支援等の実施状況
	○当日投票所 全投票所 1 時間の繰り上げ（午後 7 時まで）。鳴子温泉地域のみ 2 時間繰り上げ（午後 6 時まで）。 ○期日前投票所 パレットおおさきは開始時刻の繰り下げ、閉鎖時刻の繰り上げ（午前 9 時から午後 7 時まで）。鳴子温泉地域鬼首地区のみ 2 日間の実施（投票日直前の木曜日と金曜日）で閉鎖時刻の繰り上げ（午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）	実施なし。
	面積・人口・世帯数 (令和 5 年 12 月末現在)	面積：796.81 平方キロメートル 人口：123,776 人 世帯数：52,985 世帯

登米市	投票区再編・見直しの状況	投票所数の推移
	現在投票区再編計画、投票環境の見直しについて具体的な計画はないが、人口の減少や地域の要望等を考慮し、検討することとしている。	○平成 20 年度：82 投票区→59 投票区に見直し。 ○令和元年度：59 投票区→57 投票区に見直し。 ○現在 57 箇所
	閉鎖時刻の繰り上げ実施状況	移動支援等の実施状況
	○当日投票所 全投票所において 1 時間繰り上げ。 ○期日前投票所 全体としての繰り上げはなし。 イオンタウン佐沼期日前投票所のみ午前 9 時 30 分から開始。	実施なし。
栗原市	面積・人口・世帯数 (令和 5 年 12 月末現在)	面積：536.38 平方キロメートル 人口：73,338 人 世帯数：27,200 世帯
	投票区再編・見直しの状況	投票所数の推移
	平成 17 年の合併時に、合併前の旧町村で 84 投票区を設けていたが、旧町村ごとに投票所の数や有権者数、投票所までの距離といった設置状況に不均衡が見られたため、平成 22 年度に投票区の見直し基準を定め、平成 23 年 11 月 13 執行の宮城県議会議員一般選挙から 57 投票区に見直しを行っている。	○合併直後 (H17. 4. 29 市長、市議選挙時) : 84 箇所 ○再編による集約 (H23. 11. 13 県議選挙時) : 57 箇所 (△27 箇所) ○現在 : 56 箇所 (施設の建替えに伴う統合)
	閉鎖時刻の繰り上げ実施状況	移動支援等の実施状況
	○当日投票所 全投票所 1 時間繰り上げ。栗駒第 1 投票区のみ 3 時間繰り上げ。 ○期日前投票所 全投票所繰り上げなし。	平成 23 年度の投票区再編に伴い、投票所移動支援として送迎バスを運行。 再編時の地域の要望を聞き取り、5 地区に送迎バスを 2 台ずつ配置し、投票日当日に 10 台で 18 箇所を巡回。
	面積・人口・世帯数 (令和 5 年 12 月末現在)	面積：804.97 平方キロメートル 人口：61,910 人 世帯数：24,859 世帯

東松島市	投票区再編・見直しの状況	投票所数の推移
	平成 17 年の合併後、改めて投票区再編は実施していないが、東日本大震災の影響もあり、投票区数が集約されている。なお、市民からの要望等もあり、小規模の再編は隨時行っている。 現在、大規模な再編の予定はなし。	○合併直前：31 箇所 (矢本町 23 箇所・鳴瀬町 8 箇所) ○合併直後：31 箇所 ○震災による集約：23 箇所 (H23. 11. 13 県議選挙時) ○現在：22 箇所
	閉鎖時刻の繰り上げ実施状況	移動支援等の実施状況
	○当日投票所 全体としての繰り上げ（1 時間）を実施 (R5. 10. 22 県議選挙時 (無投票)) ○期日前投票所 全投票所繰り上げなし。	実施なし。
女川町	面積・人口・世帯数 (令和 5 年 12 月末現在)	面積：101.36 平方キロメートル 人口：38,343 人 世帯数：16,689 世帯
	投票区再編・見直しの状況	投票所数の推移
	東日本大震災の影響により、投票所数が減少し、有権者数も平成 22 年 7 月参院選時の 8,681 人から令和 5 年 10 月県議選時には 5,002 人に減少している。今後、投票所にしている公共施設の移設などが予定されているため、投票場所の変更により再編も想定されるが、投票所の増設は未定である。	○震災前：18 箇所 ○震災後 (R3. 10 月衆院選時)：7 箇所 ○現在：7 箇所
	閉鎖時刻の繰り上げ実施状況	移動支援等の実施状況
女川町	○当日投票所 震災後、全ての投票所において 1 時間の繰り上げを行い、半島地区にある 2 つの投票所では 2 時間の繰り上げを実施。 ○期日前投票所 離島地区のみ繰り下げ、繰り上げを実施。 (午前 9 時から午後 2 時まで開所)	投票日当日及び前日に投票所までの移動手段を確保するため、各地区から投票所を巡回するバスを運行。 また離島地区には乗船券補助を実施。
	面積・人口・世帯数 (令和 5 年 12 月末現在)	面積：65.35 平方キロメートル 人口：5,918 人 世帯数：3,039 世帯

## 4 投票区の再編

### (1) 再編の方針等

以下に掲げる方針のもと、現在 105か所ある投票区を 26か所減じて 79か所とし、効率的な人員配置を行うことで、より選挙人に寄り添ったきめ細やかな投票所運営を目指す。

なお、新投票区の区域は、別紙「新投票区一覧表」及び「投票区域地図」のとおりである。

- ① 石巻地区及び各総合支所区域の単位内で有権者数が 500 人未満の小規模投票区を最大限減少させる。
- ② 有権者数が 3,000 人を超える、かつ他の投票所と比較して区域が広いような投票区や震災からの復興で人口が集中している地域等に投票区を新設する。
- ③ 投票所は、できる限り選挙人の利便性を考慮した位置に配置する。

### (2) 投票環境の保持及び更なる充実

これまで本市においては、利便性と投票環境の向上を図る取組みとして、大型商業施設や市内の大学、離島等への期日前投票所の設置をはじめとし、既設投票所の土足化対応等についても積極的に行ってきましたところであるが、統廃合となる区域等のうち、次項の基準を満たす地域には、これまでの試行実績を活かした移動式期日前投票バスを本格導入のうえ運行することとし、更に新たな期日前投票所の設置、移動支援等も行い、投票環境の保持を図るとともに、投票所の土足化を更に進めていく。

なお、支援対象地域及び支援の方法は、次項で定めるとおりとする。

また、投票環境の更なる充実及び利便性の向上を図るため、現在設置している大型商業施設イオンモール石巻期日前投票所について、現行 3 日間の開設を最大限拡充し、会場の借用が可能であることを前提として、選挙執行日直近の月曜日から土曜日までの 6 日間の開設を行うことにより、投票機会の確保に努める。

## 5 投票区再編に併せて実施する支援の取組み

### (1) 支援の基準

- ① 統廃合によって投票所までの距離が 4.0 km 以上となる旧投票区。
- ② 移動式期日前投票バスにより支援を行う場合は、前項の(1)、①の旧投票区内が複数の行政区（集落）で構成されているときは、有権者数が概ね 40 人以上に達している行政区（集落）を対象とする。
- ③ 上記の①及び②に関わらず、特別な事情（震災時において既に統廃合が行われている等）による場合も支援対象とすることができる。

### (2) 対象地域及び支援の方法

本市では、令和 4 年 7 月 11 日執行の第 26 回参議院議員通常選挙から試行的に移動式期日前投票バスの運行を実施しており、直近選挙の令和 5 年 10 月 22 日執行の宮城県議会議員一般選挙時では、雄勝・北上・牡鹿地区を対象に、バス 2 台により 3 日間で延べ 11 箇所を巡回し、計 191 人の投票者数となっている。

この試行的実施を踏まえ、十分な事業内容と成果を検討・精査した結果、地域の特性や実情に合わせて、統廃合となった地域を主体とし、上記の支援基準を満たす投票区について、

移動式期日前投票バスの運行、移動式期日前投票所の開設、又は移動支援のいずれかを以下の区分により実施する。

なお、具体的な実施地域等の選定に当たっては、地域の要望・意見等を十分に考慮し、かつ、支援に係る費用対効果等を総合的に判断し、別途選挙執行の都度決定する。

#### 【対象地域】

石巻地区の半島部、河北、河南、牡鹿、雄勝、北上地区のそれぞれの一部地域、桃生・山田地区

#### 【支援の方法】

##### ① 移動式期日前投票バスの運行

石巻地区の半島部及び牡鹿地区、雄勝地区のそれぞれの一部地域に移動式期日前投票バスを運行する。

運行形態は、試行時ではバス2台の使用としていたが、支援の基準に基づく対象地域のほか、特別な事情による地域への運行も可能となるようバス3台による巡回を原則とし、

1投票区当たりの投票時間は、地域の実情を考慮して、1～3時間程度で設定する。

##### ② 新たな期日前投票所の設置

桃生・山田地区に現在の投票所施設を使用して、期日前投票所を新規設置する。

##### ③ 移動支援

河北、河南、北上地区のそれぞれの一部地域に停留所方式による巡回バスを運行し、当日投票所までの移動に対する支援を行う。

#### (3) 今後のスケジュール

本再編については、市議会や関係地域の町内会長、行政区長等への説明を経て、令和6年度においてパブリックコメントを実施し、これらの意見を集約しながら令和6年12月に正式決定する。

適用は令和7年4月に執行予定の石巻市長選挙及び石巻市議会議員補欠選挙からとする。

## 6 今後の検証と見直し

本再編実施後の執行される選挙においての投票状況や各種支援等の利用状況、利用者の声をもとに、定期的に費用対効果を含めた事後検証を行い、必要に応じて見直しを実施していくこととする。

また、次に掲げる事項についても検討を行うこととする。

#### (1) 更なる投票区の再編の必要性

今後、更なる人口の減少や市内での人口分布の偏りがより顕著になる可能性も懸念される中、学区の再編などにより、住民の意識や移動（行動形態）にも変化が生じることも予想される。

また、当日投票所がオンラインで結ばれることを前提として、例えば小学校区単位等で投票区を設けつつ、新たに共通投票所の考えを導入することにより、選挙人への影響を最小限に留めた中で更なる再編も考えられる。

これらのことから、投票区の再編に関しては、今回を完成形とすることなく、地域の実情に合わせて常に検討していくべき課題と捉えている。

## (2) 投票所の開設時間の見直し

本市においては、半島部や牡鹿地区などの一部の投票所を除いて、投票所を法定どおり午後8時に閉鎖している。

令和4年度以降に執行した選挙における時間別の投票者数は、下表のとおりであり、午後6時以降の投票者数が他の時間帯と比べて少ないことが分かる。

令和4年に執行された参議院通常選挙においては、県内23の自治体で投票所閉鎖時刻の一斉繰上げ（1～2時間の繰上げ）が行われており、本市においても一斉繰上げを検討すべき時期にあると考えるが、今回の再編が今後の選挙の投票行動にどのような影響を与えるかを踏まえ、適用時期も含めて判断することとする。

なお、期日前投票所の開設時間についても、同様とする。

## (3) 期日前投票における移動支援の検討

本市の投票状況において、期日前投票を行う選挙人が増加傾向にあり、投票者全体の約4割を占めている現状となっていることから、今後の動向と推移を見定めながら、より一層の期日前投票環境の充実及び利便性の向上を図るために、移動支援の実施について試行による検証等を行ったうえ、導入に向けた検討を行うこととする。

具体的な検討内容としては、既存の公共交通機関等の利用促進・案内を早期に充実させるほか、一定の要件のもと公共交通機関やタクシーを利用した場合の助成や、将来的な展望として、移動式期日前投票バスの発展形として高齢者や障がい者等の移動手段が限られる有権者等を対象に、投票箱を載せた車両が要望に応じて個人の自宅前まで訪問し、車両内で投票することができる登録制によるオンデマンド式期日前投票車両の運行など、今回の再編に併せて実施する支援の取組みの効果・成果等を十分に検証した後、より効率的かつ利便性の向上が見込める支援の在り方を研究していく必要がある。

## (4) 若年層への主権者教育の推進

将来の有権者である児童・生徒が選挙の重要性について学習することにより、政治や選挙に対する関心を高めることを目的とし、小・中学校及び高等学校と連携を図りながら、選挙出前講座の積極的な周知・開催を行うほか、明るい選挙啓発標語及びポスター・コンクール作品の募集等による選挙に対する意識の定着を目指し、より一層の学校教育における主権者教育の支援に努める必要がある。

(時間別投票者数：当日投票者数)

時間 選挙名	R4. 5. 22 市議選		R4. 7. 10 参議選（選挙区）		R5. 10. 22 県議	
	投票者数：人 (1時間当たり)	比率 (%)	投票者数：人 (1時間当たり)	比率 (%)	投票者数：人 (1時間当たり)	比率 (%)
7：00～12：00	19,567 (3,913)	50.79	14,102 (2,820)	47.94	13,930 (2,786)	51.01
12：00～18：00	15,867 (2,645)	41.18	11,890 (1,982)	40.41	11,559 (1,927)	42.32
18：00～19：00	1,922	4.99	2,165	7.36	1,246	4.56
19：00～20：00	1,173	3.04	1,262	4.29	576	2.11
合 計	38,529	100.00	29,419	100.00	27,311	100.00

# 資料編

1 現状と再編後の比較

2 有権者数別の投票区数の比較

(参考) 新たに投票所となる施設及び統合により廃止となる

投票所施設一覧

3 過去の各選挙の投票状況（令和3年度以降）

4 新投票区の区域及び地図

(1) 新旧対照表

(2) 新投票区一覧表

(2) 投票区域地図

1 現状と再編後の比較

No.	地区	現投票区数	比較増減	再編後 投票区数	減少率 (%)	参考：投票所増減	
						新規	廃止
1	本庁地区	47	▲7	40	14.9	3	10
2	河北地区	17	▲7	10	41.2	2	9
3	雄勝地区	3	▲1	2	33.3	0	1
4	河南地区	20	▲6	14	35.0	1	7
5	桃生地区	7	▲1	6	14.3	0	1
6	北上地区	5	▲2	3	40.0	0	2
7	牡鹿地区	6	▲2	4	33.3	0	2
	合計	105	▲26	79	24.8	6	32

2 有権者数別の投票区数の比較（令和5年12月1日定時登録現在）

地区 区分		本庁	河北	雄勝	河南	桃生	北上	牡鹿	計
500人未満 の投票区	再編前	10	13	3	7	3	4	5	45
	再編後	5	3	1	2	2	1	3	17
500人以上～ 1,000人未満 の投票区	再編前	4	2	0	9	2	1	1	19
	再編後	1	4	1	6	2	1	0	15
1,000人以上～ 2,000人未 満の投票区	再編前	16	1	0	3	1	0	0	21
	再編後	13	2	0	5	1	1	1	23
2,000人以上～ 3,000人未 満の投票区	再編前	10	1	0	1	1	0	0	13
	再編後	15	1	0	1	1	0	0	18
3,000人以上 の投票区	再編前	7	0	0	0	0	0	0	7
	再編後	6	0	0	0	0	0	0	6
合計	再編前	47	17	3	20	7	5	6	105
	再編後	40	10	2	14	6	3	4	79

(参考) 新たに投票所となる施設及び統合により廃止となる投票所施設一覧

### 【本庁地区】

#### (1) 新たに投票所となる施設

- ① 新第3投票区 門脇西復興住宅集会所（予定）
- ② 新第11投票区 釜小学校体育館（予定）
- ③ 新第34投票区 石巻ルネッサンス館（予定）

#### (2) 統合により廃止となる投票所施設

- ① 第1投票区 石巻小学校体育館
- ② 第4投票区 日和山会館
- ③ 第5投票区 保健相談センター
- ④ 第12投票区 本草園会館
- ⑤ 第28投票区 旧東浜小学校
- ⑥ 第30投票区 折浜集会所
- ⑦ 第31投票区 小竹浜集会所
- ⑧ 第36投票区 南境生活センター
- ⑨ 第37投票区 棚橋会館
- ⑩ 第40投票区 高木西会館

### 【河北地区】

#### (1) 新たに投票所となる施設

- ① 新第102投票区 株式会社I・D・F（旧飯野川第二小学校）（予定）
- ② 新第105投票区 新田交流会館（予定）

#### (2) 統合により廃止となる投票所施設

- ① 第102投票区 中島生活センター
- ② 第103投票区 中野林業センター
- ③ 第104投票区 皿貝老人憩の家
- ④ 第105投票区 馬鞍老人憩の家
- ⑤ 第106投票区 五十五人生活センター
- ⑥ 第109投票区 後谷地老人憩の家
- ⑦ 第110投票区 吉野老人憩の家
- ⑧ 第111投票区 本地老人憩の家
- ⑨ 第114投票区 三輪田中区公民館

### 【雄勝地区】

#### (1) 新たに投票所となる施設

なし

#### (2) 統合により廃止となる投票所施設

- ① 第123投票区 水浜漁村センター

## 【河南地区】

- (1) 新たに投票所となる施設
  - ① 新第131投票区 広渕小学校体育館（予定）
- (2) 統合により廃止となる投票所施設
  - ① 第131投票区 新田公会堂
  - ② 第132投票区 河南広渕農業担い手センター
  - ③ 第133投票区 砂押会館
  - ④ 第137投票区 糸塚生活センター
  - ⑤ 第144投票区 和渕山根ふれあいセンター
  - ⑥ 第148投票区 小崎生活センター
  - ⑦ 第151投票区 青木多目的研修センター

## 【桃生地区】

- (1) 新たに投票所となる施設
  - なし
- (2) 統合により廃止となる投票所施設
  - ① 第167投票区 山田老人憩の家

## 【北上地区】

- (1) 新たに投票所となる施設
  - なし
- (2) 統合により廃止となる投票所施設
  - ① 第172投票区 女川集会所
  - ② 第175投票区 大指林業者生活改善センター

## 【牡鹿地区】

- (1) 新たに投票所となる施設
  - なし
- (2) 統合により廃止となる投票所施設
  - ① 第182投票区 新山振興会集会所
  - ② 第186投票区 泊地区コミュニティセンター